

研究論文

スイス連邦における 1970 年代後半から 1990 年代前半の 第二国語教育政策 — 複言語主義の展開 —

藤 井 碧

キーワード：スイス連邦、カントン教育局長会議、外国語教育政策、複言語主義、
言語の社会的表象

要 旨

本研究では、スイスにおける 1970 年代後半から 1990 年代前半までの第二国語教育に関する実践状況、第二言語教育の言語教育政策における位置づけ、その理念と目標を、カントン教育局長会議(EDK/CDIP)による政策文書から明らかにする。カントンごとに異なる公用語を採用しているスイスでは、EDK によって、第二国語すなわち他カントンの公用語を必修とする勧告が 1975 年に出された。EDK の政策文書の分析から、第二国語教育はスイス人の間の相互理解を向上するために推進されたもので、特にドイツ語とイタリア語、それぞれの言語学習に対する否定的な社会的表象(スイスドイツ語と標準ドイツ語の併用や、スイスドイツ語の多様性また国内の少数派言語としてのイタリア語の地位や、移民労働者の媒介言語としてのイタリア語の地位)について考慮されたことが分かった。こうした国内の言語的多様性に関する議論が、その後、複言語主義にもとづく言語教育政策に発展する。

1. はじめに

1.1. 研究背景

スイスは憲法に四つの国語を定め、約 4 人に 1 人が外国籍をもち、約 5 人に 2 人が日常的に二つ以上の言語を話す(BFS 2020:4)。これは、日本において総人口に対する外国人の居住比率が 2.25%であり(総務省 2020)、生活のあらゆる場面で日本語が用いられる状況と大きく異なる。また、連邦制をとるスイスでは、カントン(州)ごとに、四つの国語のうちひとつあるいは複数の言語を公用語としており、義務教育課程では他のカントンの公用語を「第二国語」として教

育する。加えて、外国語として主に英語を教育しており、義務教育修了までに、少なくとも二つの言語を学ぶことになる。一方、日本では98%以上の学生が大学入学後にはじめて第二外国語を学んでおり (Oyama & Yamamoto 2020: 29-30)、スイスと日本の言語教育政策はかけ離れているように思われる。

一方でスイスは、意外にも、日本の言語政策に多くの示唆を与える。両国は、周辺の大国による干渉が避けられない中、建国神話の力と国民意識が強いという点に共通項を見出し、互いを参照してきた歴史をもつ (モッティーニ 2010: 13; 踊 2011: 34-35)。また、その経緯は異なるものの、移民の受け入れ国という点でも両国は共通している。

さらに、言語使用状況や教育政策についても、スイスと日本には共通項がある。スイス社会には「スイスに住む人の中で最も多言語なのは国語以外の話者だ」 (Lüdi 2016: 1) という指摘にあるように、単一言語主義の側面が認められる。四つの国語は地域ごとに使用領域が分かれており、各領域ではその言語を話す人口の割合が 95%以上を占め¹⁾、公共サービス、職場、学校、家庭の主要言語として用いられている。教育政策に関しては、「第二国語」が必修化されたのは 1970 年代のことであり、その定着は一筋縄ではいかなかった。また、「学習中の言語」として第二国語よりも英語が人気という国勢調査の結果もある²⁾。スイス社会のこうした側面は、日本の「言語としては日本語のみが、国際言語としてはほぼ英語のみが重視されている」言語状況や、この特徴が反映された教育政策 (大山 2016: 4) と似通っている。

このように、スイスの言語政策は日本の言語政策を考えるうえでもっぱら無関係とはいえない。1970 年代以降のスイスにおいて、人的移動や域内の相互理解を促すという政策目標のもと、積極的に言語教育に関する議論が行われてきた歴史には、日本にはない多くの論点が含まれる。特に、スイス国内の言語的資源や、国外からもたらされる言語的資源についての「多様性の適切な管理」に関して、スイスの現実には日本を含むアジアと無関係ではない (リュディ 2019: 196)。日本国内の多様な言語コミュニティ間、また日本社会と外国人労働者や留学生との間に生じる問題について、スイスの事例から発見される論点は何か。本研究はこのような関心から出発する。

1.2. 先行研究の課題と本研究の射程

スイスの言語教育政策に関する日本語による研究はきわめて少なく、英語教育や移民政策といった切り口から、1990 年代以降の議論を分析対象とする研究が主である。

高橋 (2015) は、2000 年代の言語政策に関する法制度、政策文書、メディア言説を分析し、英語学習熱の高まりによって第二国語教育の位置づけが揺らいでいる状況を明らかにした。この研究では、言語能力の道具的な側面が強調され、政策が方向づけられていく様相が明らかにな

った。たしかに、2015 年以降、英語教育を重視するドイツ語圏スイスでは初等教育のフランス語教育廃止をめぐる住民投票が行われるまでに至った。しかし、住民投票の結果を見ると、全てのカントンで初等教育からのフランス語教育は維持されている³⁾。この結果は、スイスにおいて第二国語教育には実用性以上の価値が認められていることを意味する。先行研究では、英語教育ではなく第二国語教育にあるものに関して、すなわちスイスの言語教育における実用性以外の面に関する検討が不足していると考えられる。そこで本研究では、第二国語教育がどのような役割を負っているか、第二国語教育で目指される言語能力とは何か、その背景にある教育理念はどのようなものかに着目する。

また、福田(2014)はフランス語圏、ドイツ語圏の教育実践例を研究し、1990 年代を境に、スイスの言語教育が移民児童の統合を目指すものから、スイスの国語を母語とする児童も含めた、すべての児童のためのものに変ったことを指摘した。この研究はスイスを先進的事例として扱い、移民の増加や欧州評議会の言語教育政策の影響を前提に教育方針の変革を捉えているが、変革を受け入れる土壌に関する検討は十分に行われていない。スイスの政策文書では、1970 年代より、移民労働者の児童が帰国することを想定した言語教育政策が論じられており、それとは別の文脈で、スイス人の児童に対する言語教育政策が論じられていた。そして 1990 年代に、第二国語、英語、移民の出身言語を包括する言語教育の方針がまとめられる。この流れを考慮すると、1990 年代の変革は、たとえ別個の文脈で考案されたとはいえ、1970 年代からのスイス人の児童に対する言語教育に関する文脈の延長上に捉える必要があるといえる。よって本研究では、言語教育、とくにスイス人向けの言語教育の核心である第二国語教育について、1975 年決議の発表以降、2000 年代に入るまでの政策に焦点を当てる。

1.3. 研究方法と本研究の目標

本研究は文献資料の分析によって導かれる。主な分析対象は、カントン教育局長会議 (Schweizerische Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren、以下 EDK) の決議文書と報告書である(決議文は仏語と独語、報告書は仏語。原題は文献リストを参照)。EDK は全カントンの教育局長の代表で構成される、スイスの言語教育政策の中心機関であり、EDK の決議文はカントンの総意を反映する資料である⁴⁾。

第二国語教育の実践状況の分析については、EDK による 1989 年の報告書『80 年代末の外国語(異言語)教育・第二言語教育プロジェクト』と関連論文を材料とする。ここではフランス語圏スイスにおけるドイツ語教育研究、ドイツ語圏スイスにおけるフランス語教育研究という比較的な観点で研究を進める⁵⁾。

第二国語教育の理念や目標については、その発展の様相を明らかにするため、通時的な観点

で以下の政策文書を分析する。

- 1975 年決議：『義務教育課程での全児童への第二国語教育における改革と協調の導入に関する勧告と決議』
- 1986 年決議：『義務教育と義務教育後の接続における外国語(異言語)教育の交点』
- 1987 年報告書：『スイスの挑戦—スイスにおける国語教育のアプローチ』
- 1994/95 年決議：『スイスにおけるバイリンガル教育の推進に関する宣言』

1987 年報告書は、上記 3 つの決議文書を作成した EDK 内部の「外国語(異言語)教育(FSU/L2)委員会」⁶⁾ が発表したもので、特に報告書の第 2 部「スイスモデル Model Schweiz/ Modèle suisse」は、EDK の決議作成手続きは経ていないが、FSU/L2 委員会による第二国語教育に関する考察や提案をまとめた過程型・非合意型文書⁷⁾である。1987 年報告書は、たしかに個人的見解であり、EDK の政策過程への影響力は不確かである。だがここで提示された「すべての国民が互いの言語を話し互いを理解する」という「スイスモデル」が、それ以降の EDK の政策文書に引き継がれる重要な原理であったことはすでに先行研究で言及されている(Lüdi 2013:146)。よって、本研究では当該の時期における言語教育政策の理念や目標を示す文書として 1987 年報告書も分析材料に含める。

以上の分析を用いて、本研究は以下の二点を研究課題とする。第一に、1970 年代後半から 1990 年代前半にかけてのスイスの言語教育政策において理想とされた言語能力のあり方や教育理念が、欧州評議会で提唱される複言語主義の視点に重なることを検証する。第二に、スイスの政策では言語や言語学習に関する社会的表象への働きかけが重視されたことを示し、その意義を考察する。

第一の目標について、本研究では「複言語主義」を、社会における多様な言語の共存を推進する多言語主義と区別し、さまざまな言語の相互関係から成る個人の言語体験に注目する概念(西山 2010:27-28)という定義にもとづいて論じる。複言語主義にもとづく言語教育は「全ての言語能力がその中で何らかの役割を果たすことができるような言語空間」をつくることを目的とする(同 28)。この教育観の特徴を二点挙げると、一点目は言語学習の目標を四技能の均質な獲得におかず、部分的能力を積極的に評価する姿勢である。二点目は、ある言語を学ぶにあたり獲得した言語知識、言語技能、学習能力が、他の言語学習や教育に効果的なものだという視点である。

EDK による 1975 年決議の序文や 1987 年報告書では、スイスにおける第二国語の早期教育が欧州評議会のとる方向性に沿うものであることが強調されており(EDK1975:1; 1987:97)、スイスの言語教育政策と欧州評議会の関係性は深い。一方、複言語主義の概念は『ヨーロッパ言語共通参照枠』(2001)の作成過程や、その後の議論のなかで徐々に確立していったものである(西

山 2010:22-26)。スイス言語教育の政策と教育実践に関わる研究者によると、フランス語圏スイスの学習指導要領に複言語主義の理念が取り入れられるまでになった現在でも、複言語主義の概念は「ほんとうに統合に資するというよりは追補的なものとどまる」(de Pietro 2020:47、拙訳)。このように 1970 年代から 1990 年代にかけてのスイスの政策過程と複言語主義の理念の展開の関係は明らかでない。

しかし 1970 年代後半から 1990 年代前半の EDK の政策文書には、言語教育において部分能力を肯定的にとらえようとする姿勢、既知の言語知識と新たな言語学習を結び付ける見方が認められ、これは複言語主義の理念と重なる。EDK が本格的に欧州評議会との関係を強めることを表明した 1992 年決議に先だって、このような理念上の重なりがあったことを本研究では検証し、1990 年代後半以降、福田(2016)が明らかにしたような複言語主義にもとづく教育実践が行われる土台になったことを論じる。

第二の目標について、ヨーロッパの言語政策論では、言語政策の策定において社会的表象が与える影響を検討する必要性が主張されている(Beacco 2016:19; Beacco & Byram 2007:47-49; Castellotti & Moore 2002:22)。この主張は「言語の学習者が言語、その規範、その特徴、あるいは他の言語から見たその地位からつくる表象は、その言語の学習や使用のために発展させ利用する手順や戦略に影響する」(Dabène 1997 からの引用、Castellotti & Moore 2002:7、拙訳)という考え方にもとづくもので、欧州評議会はこれと適合する様々な教育実践を推奨している(Castellotti & Moore 2002:20-21)。スイスは積極的に教育実践プロジェクトに参加してきた国である(大山 2016:42)。2000 年代以降のこれらのプロジェクトは主に移民児童の統合問題を契機とするが、本研究で示すのは、第二国語教育に関する EDK の 1987 年報告書にも、言語や言語学習への社会的表象に働きかけようとする政策関係者の意図が表れていることである。そこで、なぜ第二国語教育において、こうした視点があったのか、政策関係者がスイス国内の言語状況の課題をどのように認識していたかを考察する。

1.4. 本論の構成

本論の構成は以下の通りである。2 章では、本研究で分析する第二国語教育の時代背景として、第二国語教育を制度化した 1975 年決議が、各言語地域でどのように受容されたかを確認する。スイスではカントンの主権が強く、共通する公用語をもつ言語地域ごとに第二国語教育の導入プロセスに異なる特徴が見られた。本章では、特にフランス語圏とドイツ語圏で、第二国語がどのような進度で制度化され、その過程で第二国語としてのドイツ語とフランス語がどのような言語として見られていたかが示される。

3 章では、1975 年決議に示された第二国語教育の理念と、これを補完した 1986 年決議、1987

年報告書、1994 年決議を取りあげる。まず、1975 年決議と 1986 年決議の内容分析を通じて、言語教育政策における第二国語教育の位置づけと、第二国語教育に関する理念、目標を明らかにする。次に、1987 年報告書を取り上げ、第二国語教育が重視された背景を検討する。このために当時、EDK は国語に関する課題をどのようにとらえ、それを第二国語教育でどのように改革しようとしたか、そのためにスイス人にどのような言語能力を身につけさせようとしたか、報告書の第 2 部「スイスモデル」の内容を分析する。最後に、1994 年決議の分析によって、第二国語教育がスイスの四言語以外の言語に開かれる言語教育制度に展開した様相を示す。そして、スイス人を対象に特定の文脈で行われてきた第二国語教育が、なぜ、スイスの四言語以外の言語に開かれるものとなったか、EDK が第二国語教育の利点をどのように捉え、言語教育に拡大したかについて論じる。

4 章では結論と今後の課題をまとめる。

2. 第二国語教育の受容

EDK は 1975 年、義務教育課程における第二国語の必修化を勧告した。決議文において第二国語は、ドイツ語(フランス語圏、イタリア語圏、ロマンシュ語圏)またはフランス語(ドイツ語圏)と指定され、ここには言語教育を通じてカントン間協調を推進するという狙いがあった(EDK 1987:12)。決議の発表後、カントンは次々に同意を表明したが、ほとんどのカントンで第二国語教育の導入が実現されたのは 1990 年代に入ってからのことである。

その導入過程は言語地域ごとに異なった。フランス語圏スイスにおけるドイツ語教育については、制度としての定着が円滑に進んだため、教材作成においてドイツ語圏スイスで行われる実際のコミュニケーションを想定する「スイスらしさ」を追求することに重点が置かれた。これに対し、ドイツ語圏スイスにおけるフランス語教育に関しては、そもそも制度の定着が問題となっていた。

2.1. 1989 年時点での第二国語教育の導入状況

図は、1975 年決議で勧告された 4/5 年次(7~9 歳)からの第二国語教育の導入状況をカントン別に表したものである。カントンごとに公用語を決定するスイスでは、共通の公用語を採用するカントンの間で教育制度を調整する動きがみられる。1975 年決議ではカントンの公用語にもとづいて第二国語が決定され、これは地理的な区分とある程度一致していた。第二国語教育の導入においても、公用語と第二国語が共通するカントンの間では、基本的に歩調が合っている。

図

STAND DER EINFÜHRUNG DER ZWEITEN LANDESSPRACHE AB DEM 4./5. SCHULJAHR

4/5 年次(7～9 歳)からの第二国語教育の導入状況



(EDK1989:35 「付属資料 1」より、拙訳)

地域会議のなかで最も早く第二国語教育の導入を決定したのはフランス語・イタリア語を公用語とするカントンの地域会議であり (Cavadini 1972:106)、これは EDK の 1975 年決議に先立つ決定であった。ドイツ語圏では、言語境界に近く、二言語併用カントンが集まる北西部ドイツ語圏の地域会議が 1977 年に初等教育へのフランス語導入について勧告を出し (Grizelj & Wrana 2018:162)、図においてもベルンやフリブールなどではフランス語圏・イタリア語圏と同じ進度でフランス語教育が定着していることが分かる。東部ドイツ語圏地域会議は 1985 年に、中央部ドイツ語圏地域会議は 1986 年にそれぞれフランス語教育の導入を勧告した (同 162) が、図のように、カントンによってフランス語教育の導入の進度は異なった。三言語併用のグラウビュンデンは地域によって第二国語に加え第三国語を必修とするなど、独自のシステムが認められていた。

2.2. フランス語圏におけるドイツ語教育

フランス語圏のジュネーヴ、ヌーシャテル、ヴォーでは、19 世紀初頭より標準ドイツ語教育が行われていたが、そのドイツ語は「第二国語」としては認識されていなかった (Rouiller 2018:146-147)。フランス語圏スイスにおけるドイツ語教育が、愛国主義的な動機からスイスドイツ語教育に向かったのは、まず、第一次世界大戦中に反ドイツ感情が高まったことがきっかけである。だが国内の多数派であるドイツ語圏スイスの発言力が増すと、今度は国内の少数派言語を話すフランス語圏において、スイスドイツ語教育への熱が収まった。このようにフラン

ス語圏ではドイツ語に対する意識の揺らぎが見られるが、少なくとも中等教育においてドイツ語教育の制度は引き継がれており(同 146)、これは EDK が 1970 年代から進めていた第二国語教育の推進の下地になったといえる。

実際、フランス語圏では 1960 年代からフランス語圏で共通の教育計画を作成するための議論が教師連盟によって開始され、フランス語圏スイスの文脈でのドイツ語教育が構想されていく。1967 年に設立された「フランス語圏スイスの共通指導要領の作成委員会⁸⁾」はそれまで中等教育で行われていたドイツ語教育を初等教育へ前倒しするための教材作成に取り掛かった。この委員会は 1975 年末、オーディオヴィジュアル法による新教科書を全フランス語圏で採用することを提案し、1980 年にはドイツ語の共通教科書が誕生する。この際、フランス語圏のカントンは、他教科とのバランスをとるため初等教育の指導要領の見直しや、ドイツや国内での研修を取り入れた教員養成の整備などを行った(同 306-307)。

ドイツ語教育改革を担当したラング⁹⁾らが教材の考案にあたり重視したのは、ドイツ語圏スイスで通用するドイツ語のコミュニケーション能力を育成することと、スイスで話されるドイツ語の特質を考慮すること¹⁰⁾(同 238-239)であった。作成された教科書 *Wir sprechen Deutsch*¹¹⁾では、登場人物がチューリヒ出身の双子と、イヴェルドン(フランス語圏ヴォー)出身の友人であり、バーゼルのカーニバルなどドイツ語圏スイスの文化やスイスドイツ語の紹介が含まれている(同 242-245)。

このように 1980 年代前後、フランス語圏では従来から行われていたドイツ語が「第二国語」として教育される土台がつくられた。

2.3. ドイツ語圏におけるフランス語教育

同時期のドイツ語圏におけるフランス語教育は、フランス語圏のような「第二国語教育」として確立されていなかった。

初等教育におけるフランス語教育を例外的にいち早く制度化したのは、言語境界に位置し、ドイツ語とフランス語の二言語を公用語とするベルンであった。ベルンでは他のドイツ語圏カントンに先駆けて 1839 年より、5 年次からのフランス語教育を必修教育としており、1960 年代にはすでに初等教育の選択科目としてフランス語が導入されていた(Grizelj & Wrana 2018:162)。また、ベルンを含む北西部ドイツ語圏は、言語境界に近く二言語併用カントンが多いため、1970 年代後半から円滑にフランス語教育の導入が進んだ。

だが、ほかの多くのドイツ語圏カントンはフランス語教育の導入に消極的であった。その理由は、例えば、共通教材の不備や後期中等教育との接続(アールガウ)や、同時期に行われた数学教育改革との両立の難しさ(シュヴィーツ)、生徒と教師への過重負担(チューリヒ)など様々

である（同 163-164）。これらのカントンを含む東部や中央部のドイツ語圏では、地域会議による勧告に後押しされ、ようやく 1990 年代にフランス語教育が初等教育で行われるようになった。

前項では、フランス語圏におけるドイツ語教科書の作成過程で、ドイツ語圏スイスの言語の特質が考慮されたことに触れた。ではドイツ語圏におけるフランス語教育に関してそのような試みはあっただろうか。そこに明確な動きは認められない。少なくとも 2000 年代以降のドイツ語圏におけるフランス語教育で、フランス語圏スイスの特徴を他のフランス語圏との比較において考えさせるような理論や教授法は確立されていない(Lafine & Thomas 2020:42)。したがって 1975 年代以降のドイツ語圏におけるフランス語教育導入の動きの中では、あくまでフランス語科目の新設、あるいは初等教育への前倒しという制度面の整備に関心がおかれていたといえる。

そもそも 1980 年代の資料によると、フランス語圏スイスで話されていたパトワと呼ばれる地元方言は、フランス本国のフランス語が広まることによって使用頻度が減っていた(Knecht 1985:143)。それでもなお、フランス語圏スイスで話されているフランス語に、単語やアクセントの面でフランスのそれとは異なる特性があるのは確かだが、これは言語教育においてあまり重視されていない(Lafine & Thomas 2020:42-43)。こうしたスイスのフランス語の特徴それ自体から、第二国語とはいえフランス本国のフランス語を対象にする教育がドイツ語圏スイスで行われるのも理解できる。ともかく、ドイツ語圏スイスでのフランス語教育に関しては、フランス語圏スイスにおけるドイツ語教育で行われた「スイスらしさ」を追及する動きは見られない。

3. 第二国語教育政策における教育観の発展

本章では、スイスの言語教育政策における第二国語教育の位置づけと、第二国語教育に関する理念、目標を明らかにするため、1975 年から 1994/95 年までの EDK の政策文書を分析する。

1975 年以来、第二国語教育は EDK の主要な施策として展開されてきた。2 章で見たように第二国語教育の導入状況はカントンによって異なったが、1990 年代前半までの政策文書における第二国語教育に関する目標の変遷を追うと、その言語教育観が大きく発展したことが分かる。1980 年代にはすでに、複言語主義に基づく言語教育観と類似する点が認められ、こうした議論が 1990 年代以降、スイスの四言語以外の言語を含む言語教育政策の土台になったと考えられる。

3.1. 1975 年決議～1986 年決議までの第二国語教育の目標

1975 年決議の狙いは、カントン間協調を実現するために現代語教育の制度を導入、改革、調整することであった(EDK1975:1)。EDK は「すべての市民にとって、政治的また文化的な重要性をもつ」第二国語の知識を身につけさせるため、カントンに対して第二国語教育の導入を勧

告した(同1)。

決議本文は第二国語教育制度の内容に関する勧告であるが、付属資料には、スイスの国内にとどまらない、外国の文化も含めた異文化理解のために言語能力を伸ばし、言語学習に対する態度を育成すること(同8-10)が「現代語教育の一般目標」として書かれている。ここでEDKがカントンに要請した現代語教育の目標とは、言語能力の育成のみならず、学習者の他の言語共同体の文化(Kultur/civilisation)に対する態度や言語学習の捉え方に介入することであった(同8)。

「他の共同体」には、スイス国内の異なる言語地域のみならず外国も含まれ、「人間は言語や国籍を超えて相互に接触、理解、共通目的を追求する存在であることを経験する」(同8、拙訳)とあるように、EDKが策定しようとした言語教育政策は、第二国語教育に限らず、あらゆる言語の教育を視野に入れたものであった。

だが1975年決議をはじめとするEDKの決議文書には拘束力がなく、2章でみたように第二国語教育の受容状況はカントンによって異なった。そこでEDKは1975年決議を「補完する」ために1986年決議を発表した(EDK 1986:1)。この決議の狙いは、現代語教育に関して、義務教育課程からその後の課程までの移行を円滑にすること(同1)であり、その中心的な内容は、第二国語に関するものに特化している(同9)。

具体的には、聴解、読解、口頭表現、作文の技能別の能力記述文と、教育課程および学校種ごとの言語教育の目標が示された。各学校種における第二国語教育の意義として強調されているのは、職業学校では言語境界を越えて企業研修を行うために、第二国語が必要となること、ギムナジウムや教員養成課程においては、国内または国際的な異文化間コミュニケーションに貢献することとされている¹²⁾。

このように第二国語教育に関して柔軟な目標を掲げつつ、これらに共通する一般目標は「一般的な言語的多様性、とりわけスイスの言語的多様性に対する肯定的な態度を身につける」「相手の言語で理解し、コミュニケーションできるようになる」「他の言語地域に特有の文化的側面を把握するよう努める」(同10、拙訳)など、特にスイス国内における、異なる言語を話す相手とのコミュニケーションを想定したものであった。複数の言語が共存する状態を認め、その場をつくる個人のあらゆる言語能力を積極的に評価するという言語教育観は、欧州評議会の提唱する複言語主義の理念と重なるものである。福田(2014)は1990年代以降に取り入れられた教育実践例の分析を通じて、「複言語主義、行動中心主義を前提とした、現実に即した言語教育」(福田2014:112)というスイスの先進性を強調しており、こうした側面はすでに1980年代後半の政策にも見られる。

3.2. 1987 年報告書の「スイスモデル」における第二国語教育の教育観

では具体的に、スイス国内でのコミュニケーションにはどのような課題があり、どのような第二国語教育が推奨されたのか。1987 年報告書には、前年の決議には入れられなかった、言語教育がとるべきアプローチについてまとめられた EDK の考察が収録されている。これは報告書の第 2 部「スイスモデル」で、FSU/L2 委員会の中心的メンバーであったクリストフ・フリューゲル¹³⁾の個人的な見解によるものである(EDK1987:5)。フリューゲルは、各言語地域における言語使用状況を詳細に確認しながら、四言語それぞれの社会言語的特徴やこれらの教育に関する言説を取りあげ、その上でスイス人が実現すべき言語能力と、それを支える言語教育の方針を提示した。

3.2.1. スイス人が目指すべき言語能力とは

1987 年報告書においてフリューゲルは、一貫して第二国語教育の推進を提唱する。その背景には以下のような理想があった。

(言語教育問題についての国家政策の)アプローチを構成する基本原理は、スイスのひとりひとりが母語の他に、第二国語の能動的知識と受動的知識、第三国語の少なくともある程度の理解能力を持つことである。

(EDK1987:58、拙訳)

「スイスのあらゆる人が、母語に加え、第二国語と第三国語を理解する」というのは、スイス人の間で互いの母語を使ってコミュニケーションをとることができる状態を理想としている。

フリューゲルが主張したのは、単に第二国語と第三国語の教育を新たに導入する、あるいは既存の教育を強化することではなく、教育方法を革新する必要性である。そこでフリューゲルが提案したのは、受容能力を中心に据える第二国語・第三国語教育であった。つまり聴解能力、読解能力を育てるドイツ語教育、フランス語教育、イタリア語教育を導入すること、また既存のドイツ語教育、フランス語教育、イタリア語教育において、聴解能力、読解能力の育成を強化することである¹⁴⁾。このようにフリューゲルが主張するのは、口頭表現や作文においては、義務教育の終了までにすべての生徒が同等のレベルに達するのが難しい一方、聴解能力や読解能力においては生徒により高いレベルを要求することができると考えたためである(同 62)。

このように、部分能力を積極的に評価する点は、複言語主義に基づく言語教育観に重なる。フリューゲルは EDK の中心的メンバーとして、欧州評議会とも密接に関わっていたことから、スイスと欧州評議会の政策が相互に影響しあっていたことも想像に難くない。また、以下で見

るように、特にスイスドイツ語とイタリア語における部分能力の育成は、言語や言語学習への社会的表象を肯定的なものにし、母語能力を向上することにも活かされると期待された。

3.2.2. ドイツ語の社会的表象と第二国語としてのドイツ語教育

ドイツ語圏スイスの言語状況については、二つの特徴がある。一つ目は、スイスドイツ語と標準ドイツ語の併用に関する特徴である。両者の使い分けは、ファーガソンのダイグロシア理論で説明される方言と標準語のような社会的地位の上下関係では説明されず、どちらかという使用領域の違いによる¹⁵⁾。従来、スイスドイツ語は日常会話などの私的な場で、また標準ドイツ語は学校、公共放送、教会などあらたまった状況で使用されてきた(熊坂 2011:189)。だが1920年代以降、それまで標準ドイツ語が使われていた領域においてスイスドイツ語使用の拡大が進み¹⁶⁾、1960年代には学校教育のさまざまな場面でスイスドイツ語の使用が常態化していた(同 189-190)¹⁷⁾。標準ドイツ語は、特に学校で規範的な言語として用いられることから「形式ばった、堅苦しい言語」というイメージを伴い、標準ドイツ語に対するドイツ語圏スイス人の態度は決して肯定的なものではない。

二つ目は、スイスドイツ語の多様性に関する特徴である。一般に「スイスドイツ語(Schweizerdeutsch)」と呼ばれるのはドイツ語圏スイスで話されるスイスドイツ語の総称であって、日常的にドイツ語圏スイスで話されている方言変種は異なる。実際に使用されるスイスドイツ語は、チューリヒ方言やベルン方言など各地で異なり、言語的特徴のうえでも多様である(同 16-17)。

フリーゲルもこうした事情をふまえ、第二国語としてのドイツ語教育における提案を行った。具体的には、フリーゲルは「ドイツ語」の解釈を広げ、スイスにおけるドイツ語教育が、標準ドイツ語だけでなくさまざまなスイスドイツ語を含むものだとして主張した。当時の連邦憲法において、ドイツ語は四つの国語のひとつ、また三つの公用語のひとつと定義されていた¹⁸⁾。フリーゲルはここでの「ドイツ語 Deutsch」が、標準ドイツ語以外のさまざまな地域方言をも含むと解釈した(EDK1987:105)。この解釈によれば、ドイツ語圏のスイス人にとっての標準ドイツ語も、ドイツ語圏以外のスイス人にとってのスイスドイツ語も同じ「ドイツ語」に含まれる。

フリーゲルによれば、ドイツ語圏以外の地域、特にフランス語圏とイタリア語圏ではスイスドイツ語が使用される場が限られるため、ドイツ語圏スイスにおけるドイツ語の実際の使用状況はあまり知られていない(同 112)。そこで、第二国語としてのドイツ語教育において、従来の標準ドイツ語教育は不可欠だとしつつも、スイスドイツ語の理解力育成を強化すべきだとフリーゲルは主張した(同 113)。

通常のドイツ語授業は、ドイツ語圏スイスの言語変種を理解する方向にもっていくべきである。これは聴解のみの領域の学習を拡大することを意味し、この仕様書における「追加分」は罰(pensum)としてではなく恩恵(enrichissement)と感じられるに違いない。

(EDK1987:113-114、拙訳、強調は原文中の斜体部分)

フランス語圏とイタリア語圏のドイツ語教育においては、スイスドイツ語に対しての心理的な「障壁」を解消する必要があるとフリーゲルは述べる(同 115)¹⁹⁾。具体的には、(1)一般的な聴解能力を高めると同時に方言変種の聴解能力を伸ばすこと、(2)ドイツ語圏スイスの同胞やメディアとの接触を促すこと、また、(3)ドイツ語圏スイスの言語状況を学ぶことにより、ドイツ語の授業を「スイスらしくする(helvétiser)」ことが提案された(同 115-116)。

フリーゲルによれば、スイスドイツ語という新たな学習内容を追加したとしても、教育現場の負担は増えない。スイスドイツ語の聴解能力とドイツ語圏スイスの文化への感度を高めることはそれほど時間を要するものではなく、そもそも時間数の不足のためにドイツ語教育が困難だ、という言説は、スイスドイツ語を「話せるようにならなければならない」という誤解の産物だという(同 117)。新たなドイツ語教育で学習者に期待されるのは、いずれかの方言を話せるようになることではなく、あくまでドイツ語教育を充実させる要素として、スイスドイツ語の聴解能力とドイツ語圏スイスへの理解を深めることである(同 117)。

また、教師自身がいずれかの方言に習熟している必要はなく、録音教材(カセットテープ)や、ラジオやテレビなどのメディアを利用しながら、教師と生徒が一緒に新しい内容を学び、スイスドイツ語を理解できるようになることが望ましい(同 118-119)とする。ドイツ語圏スイスとの人的交流や、ドイツ語圏出身の生徒や教師を活用し、スイスドイツ語への関心を高めることが重要である(同 119-120)。

以上のような方法を取り入れれば「スイスドイツ語を理解することが、何か特別なこと、あるいは全くの例外として考えられるのではなく、ドイツ語授業の当然の一要素として考えられるに違いない」(同 119-120)という、フリーゲルの理想とする第二国語教育が実現することになる。

フリーゲルの言説に見られる当時の政策課題とは、ドイツ語圏スイスではドイツ語使用の現実在即していないためドイツ語教育に否定的な社会的表象が生じており、それを改善することであった。この課題に対し、ドイツ語についての解釈の拡大や、現実のコミュニケーションに必要な部分能力の価値づけを提唱することによって第二国語教育政策を刷新しようとする姿勢は、現在、言語や言語学習に関するさまざまな社会的表象に配慮しながら複言語主義にもと

づく言語教育政策を展開する欧州評議会の考え方(Castellotti & Moore 2002)に類似している。

3.2.3. イタリア語の社会的表象と第三国語としてのイタリア語教育

スイスにおけるイタリア語は、ティチーノやグラウビュンデンの一部などイタリア語圏に住むスイス人の「主要言語」としての顔と、イタリア語圏からの労働者などが使用する「媒介言語」の二つの顔をもつ(Moretti *et al.* 2019:107 ; EDK1987:131-133)。「主要言語」としての顔とは、スイスの四つの国語のひとつであり、憲法では四言語間の平等が謳われているように、他の国語と対等の社会的地位が認められたものとしてのイタリア語である。だが 1980 年代の時点で、スイス国籍をもつ人口のなかでイタリア語を母語とする人の割合はわずか 4.5%であり(EDK1987:113)、イタリア語は国内の少数派言語であった。

それにも関わらず、スイス全体の住民に占めるイタリア語使用者の割合が急増していたのは、「媒介言語」としてイタリア語を使用する外国人労働者の存在による²⁰⁾。1980 年代にはスペイン、ユーゴスラヴィア、トルコ、ギリシャ出身の労働者の間で、またスイス人とこうした労働者の間で、イタリア語が話されていた²¹⁾。そのためスイス全体で見た場合にイタリア語でのコミュニケーションは日常的に見られる言語風景であった(同 133)。

イタリア語はスイス社会で一定の存在感をもつが、行政文書や裁判手続きにおける作業言語としての使用においてはドイツ語やフランス語よりも弱い立場におかれてきた(同 133-136)。イタリア語を母語としないスイス人は十分なイタリア語能力をもたない一方で、少数派のイタリア語話者は、自分たちへの配慮によって言語地域間の相互理解が改善されることを望んでいるという(同 136)。

だが、1980 年代前半までは義務教育課程においてイタリア語教育を実施するカントンは稀であり、それも選択科目として行われているに過ぎなかった(同 137)。当時、マトゥーラ取得のためにイタリア語を選択する者は、現代語コースを選ぶ一部の学生に限られていた²²⁾。それ以外の資格試験ではイタリア語はほとんど選択されず、さらにイタリア語圏以外では、イタリア語は第三言語として英語やほかの外国語(スペイン語やラテン語など)の中での選択肢に過ぎないことから、学習者数は極めて限定されていた。こうした状況からフリーゲルは、スイス人がイタリア語を同胞の言語と捉えていないことを次のように評した。

今日、多くの人にとってイタリア語は3つの連邦公用語のひとつでも、4つの国語のひとつでも、ティチーノの公用語でもない—スイス人の大半にとってそれは何よりも移民労働者の言語である。

(EDK1987:141、拙訳、強調は筆者)

つまり、国語のひとつであるにも関わらず、イタリア語は否定的な社会的表象を帯び、第一言語としての話者数の上でも少数派である上に、多数派のための教育で重視すべき意義も疑問視されていた。EDK は 1985 年にすべてのギムナジウムでイタリア語の教育を行うことを勧告する決議文書を発表しており (EDK 1985)、これもふまえてフリーゲルは「スイスモデル」で改めて、第三国語としてのイタリア語を尊重する意義を強調した。

イタリア語教育においてもドイツ語教育と同じように、新たな教科を設置することなく、従来の教育の枠内で理解能力の育成を強化することが提案された。これは後期中等教育の中でも特に大学進学を目指すギムナジウムでのイタリア語教育を対象とする。フリーゲルは、イタリア語と同じロマンス語系統のフランス語が、第一言語や第二国語として多くのスイス人に学ばれる言語であることに注目した (同 143-144)。ある程度のフランス語力があれば、その知識や技能を応用することによってイタリア語の聴解や読解にはそれほど大きな労力を要しない。さらに、言語間の距離の近さを活かした言語教育は、言語領域における柔軟性や感性を高めることにつながり、これは他の言語教育にも良い影響を与えるという (同 144)。

以上のように、国内の少数派言語また移民労働者の媒介言語というイタリア語に対する否定的な社会的表象を拭う目的から、第三国語としてのイタリア語教育において聴解と読解を含めた理解能力を育成することが目標とされた。そして、これは多くの学習者にとって第一言語あるいは第二国語であるフランス語の能力を伸ばすことにも効果的だと捉えられた。既知の言語能力を活用しようとする教育観は、スイスで現在行われている「言語への目覚め活動」などの教授法に適用されている教育原理 (大山 2016 :48) に重なるものといえる。1980 年代の第二国語教育に関する議論には、すでに複言語主義に基づく言語教育観に通じる発想が含まれていた。

3.2.4. 国外でのコミュニケーションにも資する第二国語教育

フリーゲルは「スイスモデル」のまとめとして、言語地域ごとに補強すべき言語教育の課題を示した。どの言語地域においても新たな教科を設置しないことを前提に、スイスドイツ語の聴解能力の育成や、それぞれの言語地域における第一言語教育と関連付けた第二国語・第三国語教育 (フランス語圏におけるイタリア語教育、イタリア語圏におけるフランス語教育など) を行うことが提案された (EDK1987:148-150)。3 つの公用語を併用するグラウビュンデンは、ゲマインデ (カントンより小さな行政区画) によって学校制度が大きく異なり、教育言語も様々であるため²³⁾、別章を立てて詳しく言語教育の状況と課題が論じられた (同 154-163)。

このように「スイスモデル」の骨子は第二国語・第三国語教育の強化であったが、フリーゲルはこれらスイス国内の言語資源を活かした言語教育が、スイス国外でのコミュニケーショ

ンにも活かされることを主張している。これは特に、スイス国外で公用語などの地位をもち、異なる言語の話者の媒介言語として使用される機会の多いフランス語とドイツ語に関係する。フリーゲルによれば、スイス国外で、ドイツ語の母語話者がフランス語を話すことは稀であり、フランス語圏出身のスイス人がドイツ語の受容能力あるいは産出能力を持っていれば、そのような相手とコミュニケーションすることができる(同 101)。また、フランス人やカナダ人がドイツ語を話すことも稀であり、アフリカの国々の出身者とのコミュニケーションも含めて、ドイツ語圏出身のスイス人がそれらの人々とのコミュニケーションのためにフランス語能力を持つことは有用だという(同 102)。

この点についてフリーゲルはイタリア語の有用性を論じておらず、「スイスモデル」の冒頭で掲げた四言語主義と矛盾するようにも思われる。しかし前項で触れたようにフリーゲルはフランス語とイタリア語の連続性を念頭に置いており、多数のスイス人にとってフランス語が第二言語以上の言語であることから、イタリア語学習の意義は決して排除されていないものと考えられる。

3.3. 1994/95 年決議に見られる言語教育政策の教育観

ではEDKが第二言語以外の言語に無関心であったかという点、そうではない。それどころか、第二言語教育に関する議論の蓄積は、他の言語に関する政策が策定される土台となった。EDKは1970年代前半より、スイスの四言語以外の言語に関して生じる言語問題、すなわち外国人労働者の児童に対する言語教育と英語教育の問題に関する議論を行っていた。それぞれの詳細な経緯にここでは触れないが、FSU/L2委員会が発表した1975年決議と1986年決議における移民言語や英語の問題への言及が少ないことから判断するに、これらの言語問題と第二言語教育は別個の問題として扱われていたといえる。

だが、同じくFSU/L2委員会がまとめた1994/95年決議を見ると、その射程は第二・第三言語や英語、地域言語といったさまざまな言語を包摂するものに拡大されていることが分かる。それまで第二言語教育は多くの地域において、バイリンガル教育として実践されていた。1994/95年決議において、FSU/L2委員会は1975年決議、1986年決議の内容を確認したうえで、以下のようにスイスの言語教育を四言語以外の言語も含めた言語能力の育成に資するものにしようという意図を表明している。

「外国人がえてしてスイス人のものとする多言語話者という名誉はたしかに喜ばしいものだが、不幸なことにそれは先入観でしかなく、完全に真実ではない。四言語のスイスはしたがって、ヨーロッパに先立ち本当の複言語主義の試みを掲

げることに関心すべきだろう」

(EDK1994/95:2、拙訳、強調は筆者)

この決議における EDK の意図は、あくまで 1975 年決議に示された第二国語教育の効率性を上げ、カントンへの導入を促進することである(同 3)。バイリンガル教育は目標言語の能力を母語の能力とともに育成でき、さまざまな領域を目標言語で学ぶことで実践能力を伸ばすことが出来る。また、新たな教育・学習形式や自律学習など教授法上のイノベーションとも馴染むことから第二国語教育の効率性を上げることが期待される(同 3)。こうしたバイリンガル教育の特徴は、なかなか進まない第二国語教育改革の現状を憂慮していた EDK にとっては好都合と思われ、バイリンガル教育の推進はカントンの教育に関する主権を損なわないかたちで勧告された。

バイリンガル教育は慣習的に、多言語併用カントンや言語境界付近のカントンで行われてきたもので、その対象は母語や数学能力の高い生徒が中心であり、選別的な教育という性格を持っていた。しかし EDK は、仕事で求められる言語能力が高度化していることを根拠にバイリンガル教育のすそ野を広げることを提案している(同 3)。

この政策文書において第二国語と他の言語が結びつけられたのは、バイリンガル教育を取り入れる言語の組み合わせをカントンそれぞれの言語状況に応じて文脈化する必要があったからである。多言語併用カントンや言語境界付近のカントンでは、隣接する二つの公用語(国語)が選択されていたが、EDK は国語としての地位に関わらず、あらゆる言語にバイリンガル教育を取り入れることができると論じる(同 5)。これは単一言語使用のカントンも含めて、すべてのカントンに対してバイリンガル教育の有用性を示す必要があったためである。

このようにして第二国語教育制度を補強するためにバイリンガル教育をスイス全土に拡大する中で、スイスの言語教育政策はスイスの四言語以外の言語にも開かれたものとして考えられるようになった²⁴⁾。

4. まとめと考察、日本の言語政策への示唆

本研究では、スイスにおける 1975 年後半から 1990 年代前半の第二国語教育に関する実践状況、第二言語教育の言語教育政策における位置づけ、その理念と目標について論じた。

まず、EDK が 1975 年決議で勧告した、初等教育への第二国語教育の導入はなかなか進まなかったことが 2 章で示された。フランス語圏とは対照的に、ドイツ語圏では、制度面の不整備が教育内容の発展過程にも影響していた。すなわち、フランス語圏では従来から行われていたド

イツ語教育を「スイスらしい」第二国語教育に再構成する動きがあったのに対し、ドイツ語圏ではそのような動きが認められず現在に至る。こうした国内事情は、EDK が第二国語教育の強化のための政策文書を追捕することにつながった。

次に、1986 年決議の分析から、第二国語教育に関する一般目標は、スイスにおける複数言語の共存を肯定的にとらえ、あらゆる言語能力を積極的に評価しようとする学習者を育てることであったことを示した。

そして、1987 年報告書の「スイスモデル」の分析を通じて、EDK が第二国語教育を推進する理由は、すべてのスイス人が互いの母語を理解する状態を実現するために、第二国語の理解力が必要だと考えられたためだと示した。特にドイツ語圏スイスにおける複雑な言語状況によって、フランス語圏とイタリア語圏でドイツ語それ自体やドイツ語学習に対する否定的な社会的表象が生じていた。そこで EDK の中心的人物であったフリュゲルは、ドイツ語圏スイスの実際の言語使用状況についての理解を促し、標準ドイツ語だけでなくスイスドイツ語への肯定的な態度を育てるために聴解に特化した第二国語教育の推進を提案した。また、イタリア語についても、少数派言語かつ移民労働者の媒介言語という社会的な表象に働きかけるため、理解力に重点を置く第三国語教育の推進を提案した。これは、第一言語あるいは第二国語として多くのスイス人に学ばれるフランス語の能力にも良い影響をもたらすと主張された。こうした政策関係者の個人的な教育観は、複数の言語の共存を認め、その場のあらゆる言語能力が活用されるコミュニケーションを前提とする複言語主義の教育理念と重なっている。

最後に、1994/95 年決議の分析から、第二国語教育をめぐる議論の蓄積が、スイスの四言語に含まれない、移民の言語や英語の問題が政策上の議論に上がったときの土台になったことを示した。カントンごとに言語状況が異なり、教育制度に一貫性がないことは、カントン間協調の政策課題を背負う EDK にとって不都合であった。しかし単一言語使用のカントンをはじめとする、様々な言語状況のカントンにバイリンガル教育が文脈化されるなかで、四言語主義を追求していた第二国語教育は他の言語にも開かれた言語教育の一部として吸収されることになった。

以上から、1975 年決議に続いて発表された 1986 年決議と 1994/95 年決議、決議過程を経ていないが政策関係者の理想が語られる 1987 年報告書において、一貫して複言語主義の理念に重なる言語教育観が見られることが示された。これが第一の研究課題への答えである。

また、第二の研究課題に対して、1987 年報告書の言説を通じて、当時の言語教育に関する政策的議論の射程のひとつが、国語や第二国語教育に対する否定的な社会的表象に働きかけることであったと明らかになる。報告書においてフリュゲルは、(スイスドイツ語を含む)ドイツ語やイタリア語がスイス人の相互理解にとって重要であるにも関わらず、スイス人の第二国語

教育に対する態度が積極的とはいえない状況に危機感を抱いている。これに対し、フリーゲルはそれぞれの言語地域における実際のコミュニケーションを想定し、現実的な到達目標を示す必要があった。

本研究を通じ、スイスにおける 1970 年代後半から 1990 年代前半の言語教育の政策過程には、第二国語教育の導入が進まないという制度面の課題だけでなく、同胞の母語であるはずの第二国語について、その使用状況に関する考慮の不十分(ドイツ語)、その言語話者に対する先入観(イタリア語)といった内容面の課題があったことが分かる。スイスでは、この点を政策関係者が公に指摘していること、そして部分能力の積極的な評価や、既知の言語能力と結びつけた教育方針といった独自の言語教育の理想形を提案している点が特徴的である。このような議論を支えたのは、国民自身が身につけた言語能力によって同胞と意思疎通すべき、という理念であり、異言語を理解することが社会的結束を支えるという考え方にもとづく。これは、その後移民の言語問題への対処などが本格的に議論されるようになってからも、スイスの言語政策に通底する理念となっている。

日本における言語教育政策について考えてみると、日本語と英語による二重の多言語主義による、言語や言語学習への否定的な社会的表象にはたらきかける必要性が示唆される。例えば在日の外国人で児童はポルトガル語、中国語、フィリピン語など多様な言語を母語とするが、「学校において、出身言語の教育を受ける場を見つけることができない」(大山 2016 :9)問題や、日本人と外国人とのコミュニケーションについて、(英語ができる人の割合よりも)「日本語ができる人の割合のほうが高い」ことが知られていない状況(木村 2016 :224)、白人なら英語で話しかけ、アジア人なら日本語で話しかける傾向(同 225)などの問題がある。複言語主義にもとづく教育の実践が研究者によって積極的に行われている現在、政策レベルでも以上のような問題についての認識がなされるべきであり、日本語以外の言語を日常的に使用する人も含めた教育環境の向上が求められている。

注

- 1) 2014 年の国勢調査では、「最も定期的に使用する言語(＝少なくとも週に 1 度は発信/受信言語として使用する言語, *am häufigsten regelmässig verwendeten Sprachen/ les langues d'usage régulier*)」として、ドイツ語圏では 97%の回答者が「ドイツ語」(87%が「スイスドイツ語」、フランス語圏では 99%が「フランス語」、イタリア語圏では 98%が「イタリア語」と回答した。また、ドイツ語圏とフランス語圏で使用者の割合が次に高い言語は「英語」である(ドイツ語圏では 41%、フランス語圏では 38%)(de Flaugergues 2016:12)。
- 2) 注 1 と同じ調査において「学習中の言語」として回答者の 34.5%が「英語」、14.8%が「フ

- ランス語」、12.5%が「ドイツ語」、11.0%が「イタリア語」を選んだ(de Flaugergues 2016:23)。
- 3) バーゼル・ラントシャフト、グラウビュンデン、ニードヴァルド、ルツェルン、チューリヒ、アールガウ、ザンクトガレンでは 2018 年までに各々小学校でのフランス語教育廃止についての住民投票が行われ、全て否決された(EDK 2019:22)。
 - 4) EDK による政治的決定に法的拘束力はないが、本研究で取りあげるのはカントン全体の3分の2の賛成で成立する決議文書であり、数年間にわたる作成過程には全てのカントンが参加している。
 - 5) スイス国立科学財団 (SNF/FNS) による研究プロジェクト《Transformation schulischen Wissens》では、フランス語圏、ドイツ語圏、イタリア語圏における第二国語教育史について言説、指導要領、教育計画、教材の分析が行われ、その成果が現在まとめられている。
 - 6) EDK 内部の教授法委員会に属し、1973 年から 1977 年 5 月以降まで「義務教育課程への外国語(異言語)教育の導入と協調に向けた専門家委員会 Expertenkommission zur Einführung und Koodination des Fremdsprachunterrichts in der obligatorischen Schulzeit」として 1975 年決議の作成などを行った。前身は 1969 年 5 月にスイス教師連盟内で結成された「外国語(異言語)教育の研究グループ Studiengruppe fremdsprachunterricht」である(EDK 1989:2)。
 - 7) 寺沢(2019)は、日本の英語教育政策研究において結果型・合意型文書の分析が「政策を一枚岩的にとらえてしまう点」を批判している。EDK の政策史研究では、総会の決議プロセスを経た結果型・合意型文書を扱うものが多く(Christopher 2018; Matthey 2018; 高橋 2016; Fuchs 2014)、過程型・非合意型文書を扱う研究には新聞言説に注目するもの(Acklin Muji 2006)があるが、EDK の関係者による個人的な考察や提案はこれまで取りあげられていない。
 - 8) Commission interdépartementale romande de coordination de l'enseignement (CIRCE)。1972 年に 1~4 年次向けの共通指導要領 CIRCE I、1979 年に 5~6 年次向けの CIRCE II、1986 年に 7~9 年次向けの CIRCE III を発表した。
 - 9) Lang, Jean-Bernard. ジュネーヴのコレージュでドイツ語教師を務めていた一人で、義務教育課程におけるドイツ語教育改革を担った(Rouiller 2018:219)。
 - 10) ラングはこれを、ドイツ語圏スイスを指すフランス語の形容詞 *alémanique* をもとに「ドイツ語圏スイスらしさ (*l'alémanité*)」と表現した(Rouiller 2018:239)。
 - 11) 1978 年、Coordination romande pour l'introduction de l'allemand dans la scolarité obligatoire (CORIDAL) と Commission romande des moyens d'enseignement (COROME)、1979 年にフランス語系の教科書出版社として新設された LEP (Loisirs et pédagogie) との協力により出版された教科書である。1980 年代以降、この教科書は実際にジュネーヴ、フリブール、ジュラ、

- ヌーシャテルで使用された(Rouiller 2018:240-241)。
- 12) 特にギムナジウムの最終学年の生徒には、科学あるいは人文科学の一分野のマトゥーラ(高校卒業資格)を第二国語で取得することが目標に設定された(EDK 1986:6-7)。こうした学校種ごとの第二国語教育の目標は、言語地域によって異なる言語状況に配慮しながらカントンに推奨されたものである。とりわけイタリア語またはロマンシュ語を公用語とするグラウビュンデンの一部地域や、ティチーノ(イタリア語を公用語とし、ドイツ語とフランス語を必修教育としているカントン)、言語境界付近のカントンにおいては第二国語の位置づけが特殊だとされた(同 26-27)。
 - 13) Flügel, Christophe. 1970 年代より第二言語習得、外国語教育研究における研究に従事。EDK の中心メンバーとして活動し、1975 年決議、欧州評議会のスレッシュホルドレベル・プロジェクト、『言語ポートフォリオ』のスイス版作成などに貢献した(Schärer et al. 2001:44-48)。
 - 14) スイスドイツ語については聴解能力のみを指し、イタリア語については聴解と読解の能力を指す。スイスドイツ語は書き言葉としても使用されるが、学校教育においては標準ドイツ語で書くことが勧められる。また、スイスドイツ語は地域により書記法が変わるため、読解能力を養うことは困難だと考えられる。
 - 15) スイスドイツ語は、威信が認められた言語であり、社会階層や身分を問わず使用される(熊坂 2011:183)。
 - 16) 言語意識の他にも、18 世紀後半から 19 世紀初頭にかけて急増したドイツ人労働者への反感や、スイスドイツ語の使用領域を標準ドイツ語に取って代わられたことへの反動などさまざまな要因がある(熊坂 2011:203-204)。
 - 17) ただし、スイスドイツ語の使用拡大は、標準ドイツ語の確立された地位に影響を与える因子とはならない。熊坂は学校や放送の領域でスイスドイツ語使用の行き過ぎが他の言語地域の者との相互理解を妨げる、との批判にも触れている(熊坂 2011:192-198)。また、高橋は、言語形式のうえで二者の使分けが緩やかになる可能性を論じつつ、スイスドイツ語をもとにした標準変種の確立が標準ドイツ語を排除するほどの独立志向は見られないという(高橋 2010:171-172)。
 - 18) 連邦憲法(1984 年 4 月 1 日付)116 条(条文は EDK1987 による)1 項 Das Deutsche, Französische, Italienische und Rätoromanische sind die Nationalsprache der Schweiz.
2 項 Als Amtssprache des Bundes werden Deutsche, Französische und Italienische erklärt.
なお、1999 年の改正後、1 項は第 4 条、2 項は 70 条 1 項に規定されている。
 - 19) Elmiger(2016)でも、フランス語圏におけるドイツ語観は現在に至るまで決して好意的ではないことが指摘されている(Elmiger 2016:3-4)。

- 20) 1970 年代以降、外国人労働者の受け入れについてスイス政府は出身地や就労スタイルによる制限を設けている(戸田 2008:30)。だが 1950 年代から 60 年代にかけて受け入れた労働者の定住化や家族呼び寄せが 1970 年代以降に定着したのも事実であり(同 32)、媒介言語としてのイタリア語使用が広まったと考えられる。
- 21) 外国人労働者による媒介言語としてのイタリア語は *Fremdarbeititalienisch* (FAI) と呼ばれ、国籍、移民としての居住歴、学習歴など多様な背景の人々の共通言語となっている (Moretti et al. 2019:112-114)。
- 22) 教育科学省(BBW/OFES) (※)による 1985 年調査では、マトゥーラ受験者の 20%にあたる「タイプ D」(現代語選択)の中ではイタリア語を選択する者の割合が 92%だが、その他のカテゴリの受験者に占めるイタリア語選択者の割合は 4~5%にとどまる。※教育科学省は 2005 年、2013 年の改編を経て現在は経済教育研究省の教育研究イノベーション局(SBFI/SEFRI)。マトゥーラの種別は *Steuergruppe EDK WBF* (2019:15)を参照した。
- 23) 1975 年決議においては、ドイツ語圏の第二国語はフランス語、イタリア語圏とロマンシュ語圏ではドイツ語(第三国語はフランス語)と勧告された(EDK1975)。
- 24) バイリンガル教育の導入は、高校卒業資格であるマトゥーラのバイリンガル認証の拡大という形で始まった。マトゥーラ認証は内務省とカントン教育局の共同管轄であり、現在は連邦マトゥーラ委員会 *Schweizerische Maturitätskommission* (SMK)/*Commission suisse de maturité* (CSM)を中心に、1995 年に施行された法律に即して実施されている。

謝辞

本研究は日本学術振興会科学研究費補助金[特別研究員奨励費、研究課題名:1970 年代以降のスイスにおける多言語主義と言語教育政策、課題番号:20J22328]の研究成果の一部である。補助金の交付に対して、感謝申し上げます。

また、本論の執筆において、西山教行教授、大山万容先生、ダニエル・ピアース先生よりご指導をいただきました。ここに深謝申し上げます。

文献

(引用文献・参考文献)

- 大山万容(2016)『言語への目覚め活動：複言語主義に基づく教授法』くろしお出版。
- 踊 共二(2011)「スイス史研究の現状と展望」踊共二・岩井隆夫編(2011)『スイス史研究の新地平：都市・農村・国家』昭和堂 27-38。
- 木村護郎クリストフ(2016)『節英のすすめ』萬書房。

熊坂 亮 (2011) 『スイスドイツ語:言語構造と社会的地位』 北海道大学出版会.

高橋秀彰

— (2015) 「グローバル化時代に揺れるスイスの言語教育政策—多言語教育の憂鬱」 関西大学『独逸文学』第 59 号 123-145.

—(2010) 『ドイツ語圏の言語政策:ヨーロッパの多言語主義と英語普及のはざままで』 関西大学出版部.

寺沢拓敬(2019)「小学校英語の政策過程(1)外国語活動必修化をめぐる中教審関係部会の議論の分析」『関西学院大学社会学部紀要』132 号 13-30.

戸田典子(2008)「スイスの外国人政策と新しい外国人法」国立国会図書館調査及び立法考査局『リファレンス』2008 年 5 月号 27-47.

西山教行(2010)「複言語・複文化主義の形成と展開」細川英雄, 西山教行編(2010)『複言語・複文化主義とは何か:ヨーロッパの理念・状況から日本における受容・文脈化へ』くろしお出版 22-34.

福田浩子(2014)「多言語多文化社会で言語教育が何をなしうるか:スイスの先進的な取り組みから」茨城大学人文学部紀要『人文コミュニケーション学科論集』第 16 号 103-117.

モッティニー, R. (2010) 森田安一訳『未知との遭遇スイスと日本:一六世紀—一九一四年』彩流社(Mottini, R., *Tell in Tokyo: schweizerisch-japanische Begegnungen von den Anfängen bis 1914*, München, 2009).

リュディ, G. (2018). 大山万容訳「移民の複言語能力—受け入れ社会にとっての課題と利点(スイスの視点から)」西山教行・大木充編著(2019)『グローバル化のなかの異文化間教育—異文化間能力の考察と文脈化の試み』赤石書店 182-199.

Acklin Mujj, Dunya. (2007). *Langues à l'école: quelle politique pour quelle Suisse? Analyse du débat public sur l'enseignement des langues à l'école obligatoire*. Berne: Peter Lang (coll. Transversales).

Beacco, J. -C. (2016). *Ecole et politiques linguistiques: pour une gestion de la diversité linguistique*. Paris: Didier.

Beacco, J. -C. & Byram, M. (2007). *De la diversité linguistique à l'éducation plurilingue: Guide pour l'élaboration des politiques linguistiques éducatives en Europe*. Version intégrale. Strasbourg: Conseil de l'Europe, Division des Politiques linguistiques.

Castellotti, V. & Moore, D. (2002). *Représentations sociales des langues et enseignements*. Strasbourg: Conseil de l'Europe, Division des Politiques linguistiques.

Cavadini, J. (1972). Coordination scolaire. Études pédagogiques: *annuaire de l'instruction publique en Suisse*. 63/1972, 106-107.

- Christopher, S. (2018). L'enseignement des langues dans le système éducatif suisse. *Cahiers internationaux de sociolinguistique*, 14(2), 183-195.
- Elmiger, D. (2016). Neuf thèses sur l'enseignement de l'allemand en suisse romande. Genève.
- de Flaugergues, A. (2016). *Sprachliche Praktiken in der Schweiz. Erste Ergebnisse der Erhebung zur Sprache, Religion und Kultur 2014*. Bundesamt für Statistik.
- Fuchs, G. (2014). Sprachenstrategie der EDK 2004-2014. *Babylonia* 2014/3, 20-23.
- Grin, F. (2010). L'aménagement linguistique en suisse. *Télescope*, 2010, 16, 3. 55-74.
- Grizelj, S. & Wrana, D. (2018). Europäische wissensordnung im Schweizer Fremdsprachenunterricht (1961-1990). *Schweizerische Zeitschrift für Bildungswissenschaften*, 40/1. 153-173.
- Knecht, P. (1985). La Suisse romande. Knecht, P., & Schläpfer, R. (1985). *La Suisse aux quatre langues*. Genève: Ed. Zoé. 125-170.
- Lafine, J. & Thomas, A. (2020). La Suisse Romande dans les manuels de FLE à l'école obligatoire en Suisse Alémanique. *Babylonia* 2020/1, 34-43.
- Laubscher, C., Richard, C., Flügel, C., Widmer, A., & Conférence suisse des directeurs cantonaux de l'instruction publique. (1987). *La Suisse, un défi : Une approche de l'enseignement des langues nationales en Suisse (Etudes et rapports / CDIP, Conférence suisse des directeurs cantonaux de l'instruction publique 2)*. Beme: CDIP.
- Lüdi, G.
- (2016). Enseigner/acquérir des langues étrangères en Suisse. *Studi Italiani di Linguistica Teorica e Applicata*, XLV, 3, 525-536. (本文中に指示した頁数は Word 版による)
- (2013). Receptive multilingualism as a strategy for sharing mutual linguistic resources in the workplace in a Swiss context, *International Journal of Multilingualism*, 10:2, 140-158.
- Mattey, C. (2018). L'enseignement des langues nationales, un enjeu fédéral?. *Babylonia* 2018/2, 10-13.
- Moretti, B., Casoni, M. & Pandolfi, E. M. (2019). L'italien en suisse : Données statistiques et variétés sociolinguistiques. *Cahiers Internationaux de Sociolinguistique*, 14(2018/19). 105-148.
- Nishiyama, J. N. (2017). Essor du plurilinguisme dans le Japon modém: Du plurilinguisme intensif pour les élites au plurilinguisme extensif pour les masses. *European Journal of Language Policy* 9(2). 169-182.
- Oyama M. & Yamamoto, S. (2020). Pluralistic approaches for Japanese university students preparing to study abroad. *European Journal of Language Policy* 12(1). 29-53.
- Rouiller, V. (2018). Apprendre la langue de la majorité des confédérés: Une discipline scolaire, entre enjeux pédagogiques, politiques, pratiques et culturels (1830-1990). Thèse, Université de Genève. Doi 10.13097/archive-ouverte/unige:103461.

- Schärer, R. et al. (2001). A Christoph Flügel (Finestra II). *Babylonia* 2001/4, 44-48.
- Watts, R. J., & Aeberli, C. (2001). Englisch ab der ersten klasse: Das zürcher experiment. In R. J. Watts, & C. Aeberli (Eds.), *Die fünfte landessprache? : Englisch in der schweiz*: Zürich : vdf Hochschulverl. an der ETH Zürich. 69-84.
- (資料) リンクは全て 2020 年 9 月 27 日に最終確認
- 総務省 (2020) 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数のポイント(令和 2 年 1 月 1 日現在)」 <www.soumu.go.jp/main_content/000701579.pdf>
- Bundesamt für Statistik (BFS/OFS) (連邦統計局). (2020). *Population: Panorama*.
<www.bfs.admin.ch/bfsstatic/dam/assets/13695283/master>
- Schweizerische Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren (EDK/CDIP) (カントン教育局長会議).
※特記のないものは *Empfehlungen und Beschlüsse*. <edudoc.ch/record/24416/files/D36A.pdf> (独語) / *Recommandations et décisions* <edudoc.ch/record/24417/files/D36B.pdf> (仏語) で確認した。
- (2019). *Bilan 2019. harmonisation des éléments visés par l'art. 62, al. 4, cst. dans le domaine de la scolarité obligatoire*. <edudoc.ch/record/204716/files/Bilanz-Bericht_II_f.pdf>
- (1995/1994). *Erklärung zur Förderung des zweisprachigen Unterrichts in der Schweiz./ Déclaration concernant la promotion de l'enseignement bilingue en Suisse*.
- (1992). *La coopération européenne en matière d'éducation doit être poursuivie*.
- (1989). *Das Projekt Fremdsprachunterricht. / Langue 2 am Ende der achtziger Jahre. Geschichtlicher Rückblick – beurteilung der Lage – optionen für die Zukunft*. Bem: EDK.
<edudoc.ch/record/114114/files/1989.pdf>
- (1986). *Treffpunkte Fremdsprachunterricht am Übergang von der obligatorischen Schulzeit zu den Anschluss-Schulen./ Points de rencontre enseignement des langues étrangères à la charnière des scolarités obligatoire et postobligatoire*.
- (1985). *Empfehlung betreffend Einführung in die italienische Kultur und Sprache. / Introduction dans la langue et la civilisation italiennes*.
- (1975). *Empfehlungen und Beschlüsse betreffend Einführung, Reform und Koordination des Unterrichts in der zweiten Landessprache für alle Schüler während der obligatorischen Schulzeit. / Recommandations et décisions concernant l'introduction, la réforme et la coordination de l'enseignement de la deuxième langue nationale pour tous les élèves pendant la scolarité obligatoire*.
- Schweizerische Maturitätskommission (SMK/CSM) (連邦マトゥーラ委員会) und Schweizerische Konferenz der kantonalen Erziehungsdirektoren(EDK/CDIP). (1995). *Verordnung des Bundesrates vom*

15. Februar 1995 über die Anerkennung von Gymnasialen Maturitätsausweisen.

< edudoc.ch/record/38066/files/Verw_Vereinbar_d.pdf >

Steuergruppe EDK WBF. (2019). *Évolution de la maturité gymnasiale. état des lieux sur l'évolution de la maturité gymnasiale, rapport du groupe de pilotage dans le cadre du mandat de la CDIP et du DEFR.*

Berne: CDIP.

< edudoc.ch/record/203995/files/Weiterentwicklung_Gymnasiale_Maturitaet_Auslegeordnung_f.pdf >

Schweizerischen Nationalfonds zur Förderung der wissenschaftlichen Forschung(SNF/FNS) (スイス国立科学財団). Project: Transformation schulischen Wissens seit 1830. <p3.snf.ch/Project-141826>

Second national language education policy in Switzerland from the late 1970s to early 1990s: The development of plurilingual trends

FUJII Ao

Keywords: Switzerland, Conference of Cantonal Ministers of Education (EDK/CDIP),
foreign language education policy, plurilingualism, social representation of language

Abstract

This article aims to clarify the state of second national language education practice in Switzerland from the late 1970s to early 1990s, the position in the overall language education policy, and its basic philosophies and objectives, through examination of policy documents of the Conference of Cantonal Ministers of Education (EDK/CDIP). In Switzerland, where each canton has its own official language(s) selected from four national languages defined in the Constitution, the EDK has recommended that a second national language (one of the other cantonal official languages) be made a required subject in compulsory education since 1975. Through analyses of the several official documents of the EDK from the 1970s through the 1990s, it was found that the second national language education is encouraged for the purpose of improving of mutual understanding among Swiss people, with consideration given to the prevailing negative social representations of German and Italian, and their learning, resulting from the complicated linguistic situation (including Swiss-German/standard German bilingualism, multiple varieties of Swiss-German, Italian as a minority language in context of public policy, and Italian as a lingua franca of foreign workers). I conclude that these discussions over internal linguistic diversity formed the development of the foreign language policies that would come to adopt elements of plurilingualism, which was thereafter extended to languages other than four national languages.

(京都大学大学院 人間・環境学研究科)

藤 井 碧